令 和 ８ 年 １ ０ 月 ９ 日
広島市都市整備局指導部建築指導課

中間検査制度のお知らせ

建築主は建築基準法（以下「法」といいます。）第７条の３に基づく中間検査の申請を行わなければなりません。

広島市では、法第７条の３第１項第１号に基づく共同住宅の他に、同項第２号に基づき特定工程の指定を行い、一戸建ての住宅や階数が３以上の共同住宅及び長屋を対象に中間検査を実施しています。

これまで、検査を行う期間を令和 8 年 12 月 31 日までとしていましたが、令和 11 年 12 月 31 日までに延長しました。

【中間検査の概要】

１　広島市が指定するもの（法第７条の３第１項第２号）

⑴　検査を行う区域

広島市全域です。

⑵　検査を行う期間

令和 9 年 1 月 1 日から、令和 11 年 12 月 31 日までの３年間です。

⑶　検査を行う建築物の用途及び規模

次のア又はイに掲げる建築物の用途及び規模とします。

ア　棟ごとに新築する戸数が１の住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 2 分の 1 未満であるもの又は居住以外の用に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるものを除く）

イ　棟ごとに新築する階数が３以上の共同住宅（法第７条の３第１項第１号に規定する工程を含むものを除く。）又は長屋

⑷　検査を行う工程（特定工程・特定工程後の工程）

中間検査を受ける工程（特定工程）に関する工事が終了したときは、検査を受けなければなりません。また、中間検査に合格しないと、特定工程後の工程の工事に着手することはできません。

構造種別	特定工程	特定工程後の工程
木造その他これに類する構造	柱、はり及び筋かい又は耐力壁の建て方工事	壁の外装工事又は内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
鉄骨造その他これに類する構造	１階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事	鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、組積造、補強コンクリートブロック造、その他これらに類する構造（プレキャストコンクリート造その他これに類する構造を除く。）	２階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりの配筋工事	２階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりのコンクリート打込工事
プレキャストコンクリート造その他これに類する構造	屋根及びそれを支えるはりの取付工事	屋根及びそれを支えるはりの取付工事の接続部が隠れることになる工事
その他の構造	屋根及びそれを支えるはりの工事	屋根及び壁の外装工事及び内装工事（屋根ふき工事又は構法上やむを得ない部位の外装工事若しくは内装工事を除く。）
上記の構造を併用する構造	該当する各構造の区分に掲げる特定工程のうち、最も早く施工する工事	該当する各構造の区分に掲げる特定工程後の工程のうち、最も早く施工する工事

（注）　特定工程について、工程を２以上に分けて施工する場合は、２以上に分けた工程のうち早期のものを特定工程とします。

2　法第７条の３第１項第１号に基づくもの

⑴　検査を行う建築物の用途及び規模

階数が３以上である共同住宅

⑵　検査を行う工程（特定工程・特定工程後の工程）

特定工程	特定工程後の工程
２階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	２階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

3　手続き

⑴　中間検査の対象となる建築物の建築主は、特定工程が終了した日から４日以内に、申請窓口（担当課）に中間検査の申請をしてください。

⑵　申請を受理した日から４日以内に中間検査を実施しますので、検査日程の調整のため、少なくとも受検希望日の一週間前には、申請窓口（担当課）に受検希望日時を連絡しておいてください。また、工事の進行状況により検査予定日が遅れる場合は、早めに申請窓口（担当課）にご連絡ください。

⑶　中間検査の受検の際には、工事監理者（建築士法第３条から第３条の３までの適用を受けない場合は、工事現場管理者）の立会いをお願いします。

⑷　中間検査を行った際、不適合な部分があった場合は是正していただくことになりますが、是正が完了した場合については、再検査を行いますので、申請窓口（担当課）へ連絡してください。

4　検査に伴う提出書類

中間検査は、検査前に施工された建築物の部分等の工事が確認申請書の添付図書のとおり実施されているかどうかを確かめるもので、確認審査等に関する指針（平成１９年６月２０日付国土交通省告示第８３５号）に基づき、工事監理の状況等についての書類や、現地における目視、測定、動作確認その他の方法によって行います。

このことから、中間検査の申請にあたっては、次に掲げる書類を提出してください。

（規則第４条の８第１項第４号及び市細則第１３条第２項第２号関係）

提出書類		説　明
中間検査申請書（規則第４条の８に基づく第２６号様式）		第四面（工事監理の状況欄）に工事監理の状況を記載したもの（ただし、法第７条の５及び第６８条の２０第２項の適用を受けず、かつ、建築士法第３条から第３条の３までに含まれないものは記載不要）
委任状		
軽微な変更説明書		規則第３条の２に該当する軽微な変更が生じた場合に必要
添付を要する写真	土台と基礎、壁の軸組若しくは耐力壁、屋根の小屋組の工事の各段階での構造耐力上主要な部分の軸組、仕口、継手その他の接合部の金物等の施工状況を写した、次に掲げる部位についての１以上の箇所の写真 (ｱ)　鉄筋コンクリート造の基礎にあっては、基礎の配筋 (ｲ)　土台若しくは柱と布基礎の緊結 (ｳ)　通し柱（通し柱と同等以上の耐力を有する柱も含む。）と横架材との接合部 (ｴ)　筋かいの端部と、柱とはりその他の横架材との、ボルト、かすがい、くぎその他の金物での緊結 (ｵ)　床及び小屋ばり組の隅角の火打材及び小屋組の振れ止め (ｶ)　構造耐力上主要な部分である継手又は仕口へのボルト締め、かすがい打ち、込み栓打ちその他の構造方法による緊結 (ｷ)　構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から１メートル以内の部分の防腐措置及び必要に応じてしろありその他の虫による害を防ぐための防蟻措置	法第７条の５の適用を受ける建築物（法第６条の４の確認の特例の適用を受け、建築士による工事監理が行われたもの）の場合に必要

（次ページへ続きます。）

添付を要する図書	(ｱ)　添付した写真の概ねの位置を示した平面図（縮尺任意） (ｲ)　木造の部分の壁、筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を示す図書及び壁量計算書	
	(ｱ)　木造の部分の壁、筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を示す図書及び壁量計算書	法第６条の４の確認の特例の適用を受け、法第７条の５の適用を受けない建築物（100 平方メートル以下の木造の建築物で建築士による工事監理が行われていないもの）の場合に必要

５　手数料の額

中間検査手数料は、中間検査を行う部分の床面積の合計によって異なります。

申請にかかる床面積の合計	手数料額（R07.4.1 改定）	
	一戸建ての住宅	その他
30 平方メートル以下のもの	12,000 円	20,000 円
30 平方メートルを超え、100 平方メートル以下のもの	22,000 円	27,000 円
100 平方メートルを超え、200 平方メートル以下のもの	35,000 円	40,000 円
200 平方メートルを超え、300 平方メートル以下のもの	36,000 円	41,000 円
300 平方メートルを超え、500 平方メートル以下のもの	37,000 円	53,000 円
500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以下のもの	45,000 円	62,000 円
1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの	60,000 円	77,000 円
2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下のもの	135,000 円	200,000 円
10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以下のもの	215,000 円	300,000 円
50,000 平方メートルを超えるもの	425,000 円	510,000 円

（注）1　特定工程が「屋根及びそれを支えるはりの工事」の場合は、申請に係る建築物の床面積の合計となります。
2　特定工程が「柱、はり及び筋かい又は耐力壁の建て方工事」、「２階の床及びそれを支えるはりの配筋工事」の場合は、その部分に床があるものとして床面積を算定します。
3　「併用構造」で特定工程が「鉄骨の建て方工事」については、その部分に床があるものとして床面積を算定します。

６　注意事項

⑴　中間検査は、法第７条の３に基づいており、受検義務がありますので、必ず受検してください。
⑵　計画の変更がある場合については、計画変更申請の手続きを中間検査前に必ず行ってください。
⑶　建築士法において工事監理者の定めがある建築物について、工事監理者が適正に工事監理を行っていないと判断される場合等にあっては、建築士法に基づく処分等を受ける場合があります。
⑷　国、都道府県等が建築するもの（法第 18 条第２項若しくは同条第４項）及び仮設建築物（法第 85 条）については、法第７条の３第１項第２号による特定工程の指定の適用はありません。

７　申請窓口（担当課）

申請窓口	電話番号	申請窓口	電話番号
中区役所建築課	(082)504－2579	東区役所建築課	(082)568－7745
南区役所建築課	(082)250－8960	西区役所建築課	(082)532－0950
安佐南区役所建築課	(082)831－4952	安佐北区役所建築課	(082)819－3938
安芸区役所建築課	(082)821－4929	佐伯区役所建築課	(082)943－9745

※　このお知らせで使用している略語は、次のとおりです。
法：建築基準法　　令：建築基準法施行令　　規則：建築基準法施行規則　　市細則：広島市建築基準法施行細則